

津波防災地域づくりに関する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令案要綱

第一 津波防災地域づくりに関する法律施行令の一部改正

一 津波防災地域づくりに関する法律（第一及び第十二において「法」という。）第七十三条第一項の政令で定める土地の形質の変更は、次に掲げるものとする事。

1 切土であつて、当該切土をした土地の部分に高さか二メートルを超える崖（地表面が水平面に対し三十度を超える角度をなす土地で硬岩盤（風化の著しいものを除く。）以外のものをいう。以下同じ。）を生ずることとなるもの

2 盛土であつて、当該盛土をした土地の部分に高さかメートルを超える崖を生ずることとなるもの

3 切土及び盛土を同時にする場合における盛土であつて、当該盛土をした土地の部分に高さかメートル以下の崖を生じ、かつ、当該切土及び盛土をした土地の部分に高さかメートルを超える崖を生ずることとなるもの

二 法第七十三条第二項第一号の政令で定める社会福祉施設、学校及び医療施設は、次に掲げるものとする事。

1 老人福祉施設（老人介護支援センターを除く。）、有料老人ホーム、認知症対応型老人共同生活援助事業の用に供する施設、身体障害者社会参加支援施設、障害者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホーム、障害福祉サービス事業（生活介護、短期入所、共同生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援又は共同生活援助を行う事業に限る。）の用に供する施設、保護施設（医療保護施設及び宿所提供施設を除く。）、児童福祉施設（母子生活支援施設、児童厚生施設、児童自立支援施設及び児童家庭支援センターを除く。）、障害児通所支援事業（児童発達支援又は放課後等デイサービスを行う事業に限る。）の用に供する施設、子育て短期支援事業の用に供する施設、一時預かり事業の用に供する施設、母子健康センター（妊婦、産婦又はじよく婦の收容施設があるものに限る。）その他これらに類する施設

2 幼稚園及び特別支援学校

3 病院、診療所（患者の收容施設があるものに限る。）及び助産所（妊婦、産婦又はじよく婦の收容施設があるものに限る。）

三 法第七十三条第四項第三号の政令で定める行為は、次に掲げるものとする。

1 非常災害のために必要な応急措置として行う開発行為（法第七十二条第一項に規定する開発行為をいう。三の2において同じ。）

2 仮設の建築物の建築の用に供する目的で行う開発行為

四 法第八十二条第二号の政令で定める行為は、次に掲げるものとする。

1 非常災害のために必要な応急措置として行う建築

2 仮設の建築物の建築

3 特定用途（二の1から3までに掲げる用途をいう。以下同じ。）の既存の建築物（法第七十二条第一項の規定による津波災害特別警戒区域（以下「特別警戒区域」という。）の指定の日以後に建築に着手されたものを除く。）の用途を変更して他の特定用途の建築物とする行為

五 法第八十四条第一項第二号（法第八十七条第五項において準用する場合を含む。）の政令で定める居室は、次の1から4までに掲げる用途の区分に応じ、当該1から4までに定める居室（当該用途の建築物に当該居室の利用者の避難上有効なものとして法第七十三条第一項に規定する都道府県知事等が認める他の居室がある場合にあつては、当該他の居室）とすること。

1 二の1に掲げる用途（五の2に掲げるものを除く。） 寝室（入所する者の使用するものに限る。）

2 二の1に掲げる用途（通所のみにより利用されるものに限る。） 当該用途の建築物の居室のうちこれらに通う者に対する日常生活に必要な便宜の供与、訓練、保育その他これらに類する目的のために使用されるもの

3 二の2に掲げる用途 教室

4 二の3に掲げる用途 病室その他これに類する居室

六 法第八十六条第三項（法第八十七条第五項において準用する場合を含む。）の政令で定める工事は、根切り工事、山留め工事、ウエル工事、ケーソン工事その他基礎工事とすること。（第一条関係）

## 第二 宅地建物取引業法施行令の一部改正

一 工事完了前の宅地又は建物の売買等に関する広告及び契約の締結に必要な法令に基づく処分として、特別警戒区域における特定開発行為の許可等の処分を定めるものとする。

二 宅地又は建物の売買等の契約の成立までに契約しようとする者に説明すべき重要な事項として、特別警戒区域における特定開発行為の許可等の処分に関する事項を定めるものとする。

第三 地方住宅供給公社法施行令の一部改正

(第二条関係)

地方住宅供給公社を地方公共団体とみなしてその規定が準用される法令として、津波防災地域づくりに関する法律を定めるものとする事。

(第三条関係)

第四 地方道路公社法施行令の一部改正

地方道路公社を地方公共団体とみなしてその規定が準用される法令として、津波防災地域づくりに関する法律を定めるものとする事。

(第四条関係)

第五 公有地の拡大の推進に関する法律施行令の一部改正

土地開発公社を地方公共団体とみなしてその規定が準用される法令として、津波防災地域づくりに関する法律を定めるものとする事。

(第五条関係)

第六 不動産特定共同事業法施行令の一部改正

工事完了前の宅地又は建物に係る不動産特定共同事業に関する広告及び当該事業の実施に必要な法令に基づく処分として、特別警戒区域における特定開発行為の許可等の処分を定めるものとする事。

(第六条関係)

第七 国立大学法人法施行令及び地方独立行政法人法施行令の一部改正

一 国立大学法人を国とみなして準用される規定として、津波防災地域づくりに関する法律第七十六条第一項（法第七十八条第四項において準用する場合を含む。）及び第八十五条（法第八十七条第五項において準用する場合を含む。）の規定を追加すること。

二 地方独立行政法人を地方公共団体とみなして準用される規定として、津波防災地域づくりに関する法律第七十六条第一項（法第七十八条第四項において準用する場合を含む。）及び第八十五条（法第八十条第七項において準用する場合を含む。）の規定を追加すること。  
(第七条関係)

第八 独立行政法人国立病院機構法施行令の一部改正

独立行政法人国立病院機構を国とみなしてその規定が準用される法令として、津波防災地域づくりに関する法律を定めるものとする。  
(第八条関係)

第九 独立行政法人労働者健康福祉機構法施行令の一部改正

独立行政法人労働者健康福祉機構を国とみなしてその規定が準用される法令として、津波防災地域づく

りに関する法律を定めるものとする。

(第九条関係)

#### 第十 独立行政法人都市再生機構法施行令の一部改正

独立行政法人都市再生機構を国とみなしてその規定が準用される法令として、津波防災地域づくりに関する法律を定めるものとする。

(第十条関係)

#### 第十一 高度専門医療に関する研究等を行う独立行政法人に関する法律施行令の一部改正

国立高度専門医療研究センターを国とみなしてその規定が準用される法令として、津波防災地域づくりに関する法律を定めるものとする。

(第十一条関係)

#### 第十二 附則

この政令は、法附則ただし書に規定する規定の施行の日（平成二十四年六月十三日）から施行すること。

(附則関係)

#### 第十三 その他所要の改正を行うものとする。